

第4章 区民とともに練馬のみどりを未来へつなぐ

1 改定にあたっての考え方

公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など私有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減っています。

そうしたなか、区民のみどりに対する満足度は高く、公園や街路樹は大切にしたいみどりとして高く評価されています。魅力ある公園のさらなる整備の要望とともに、公園の自由な使用、地域の要望にそった管理を求める意見が寄せられています。また、5割を超える区民が「地域のみどりを守るために地域住民も協力すべき」と考えています。

区民と地域のみどりのつながりをつくり、区民と行政が協働してみどりを支えます。まず、単に量を増やすだけでなく、公園、樹林地、農地、街路樹等、それぞれのみどりの魅力を楽しめるように、多様な機会や場を用意し地域の財産として活用して、機能を一層発揮させます。次に、区民と行政が協働してみどりを守り育てる流れ、「みどりのムーブメント」の輪を広げます。地域にふさわしいみどりの保全と育成、計画段階からの参加、きめ細やかな管理、人材育成等、区民が地域のみどりと関わりやすい仕組みをつくります。

都心に近く、利便性と豊かなみどりに恵まれた練馬区の魅力をさらに伸ばし、「ランドデザイン構想」の将来像、「みどりに恵まれた良好な環境の中で誰もが暮らしを楽しむ成熟都市」の実現を目指します。

2 30年後の目標



練馬のみどりに満足している区民を80%に増やす

平成27年度区民意識意向調査では69.8%であった「練馬のみどりに満足している区民割合」を、80%まで増やします。

公園や道路のみどりを増やす

みどりのネットワークの形成を進め、公園や道路整備、河川改修によって、新たに公共のみどりを増やします。

武蔵野の面影を伝えるみどりを守り増やす

武蔵野の歴史や風土を今に伝えている屋敷林等の樹林地や農地が広がる風景を守り、将来へ引き継ぎます。長期プロジェクトとして、稲荷山公園で「武蔵野の面影」の再生に取り組みます。

宅地や事業所のみどりを増やす

身近な暮らしの場でのみどりを増やします。特に沿道の緑化を進め、歩行者が見て楽しめるみどりを増やします。

みどりを守り育てる活動をしている区民を増やす

多くの区民が、みどりを守り育てる取組みに参加・協働する意向を持っています。こうした意向を具体的な行動に移す区民を増やします。

緑視率が高い場所を増やす

「みどりが多くある」と感じる人の割合が高くなる緑視率^{注1)}およそ25%を超える場所を増やします。

注1) 緑視率：人の視野に近い範囲で撮影した写真内に占めるみどりの面積の割合。国土交通省では、「およそ25%を超えるとみどりが多いと感じる人の割合が高くなる傾向がある。」としている。参考資料P63参照。

3 10年間の施策

(1) 基本方針

本計画では、区全域を緑化重点地区^{注1)}に定め、次の2つの基本方針に基づいて様々な施策を展開していきます。

基本方針 1 みどりのネットワークの形成

拠点となる大規模で特色のある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めます。

基本方針 2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

区民と地域のみどりの関わりを深め育て、誰もが気軽に参加し、ともにみどりを守り育てる区民協働のムーブメントの輪を広げます。



注1)緑化重点地区：都市緑地法に基づき定める、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区をいう。

(2) 具体的な施策

基本方針に沿って、24の施策に取り組み、みどりの多様な機能を発揮させ、みどりの豊かさを実感できる暮らしを実現します。

重点施策は、アクションプランに位置づけ、年度別計画と事業量、事業費を明らかにします。

基本方針1 みどりのネットワークの形成

施策1-1 重要な樹林地の保全

【重点施策1】

都市計画緑地の拡大

屋敷林等の樹林地は、練馬の原風景といえる景観であり、豊かな自然が守られた重要なみどりです。樹林地調査の結果を踏まえ、保護樹林や市民緑地等適用すべき保全制度について、土地所有者との合意形成を進めます。特に希少な樹林地は、都市計画緑地として保全に努めます。

特別緑地保全地区の拡大

特別緑地保全地区は、残された希少で重要な樹林地を保全する上で効果的な制度です。土地所有者の意向等を踏まえた上で、指定に向けた検討を進めます。

早宮けやき特別緑地保全地区の管理

区は、平成18年に、推定樹齢300年以上のケヤキを擁する約3,000㎡の屋敷林を「早宮けやき特別緑地保全地区」に指定しました。保全方針に基づき、適切な管理を進めます。

早宮けやき特別緑地保全地区の保全方針

概要 都市計画決定 平成18年11月10日 練馬区告示第777号

位置 早宮三丁目地内 面積 0.30ha

保全方針

ア ケヤキ等大径木の保全：樹齢300年を超えるケヤキの大径木は適切な管理により保全します。

イ 樹林の保全：外部から侵入してきたトウネズミモチ等の除去や、密集している小低木は整理します。道路沿いの大径木が枯死した場合に備え、林内のムクノキやエノキ等を育成管理します。

ウ 歴史的遺産の普及・啓発：江戸時代からの屋敷林が現存することの素晴らしさを周辺住民のみならず、広く区民に広報していきます。

都市農地の保全に向けた取組の推進

東京あおば農業協同組合と共同で実施した農地所有者に対する意向調査を踏まえ、生産緑地の貸借制度を活用した農地保全に取り組みます。

特定生産緑地制度^{注1)}の周知と指定を積極的に進め、生産緑地制度を活用した農地保全に引き続き取り組みます。

住宅と農地が共存する良好な環境を将来にわたって維持・保全するため、新たな用途地域である田園住居地域^{注2)}の指定に向け、検討を進めます。また、地区計画などの都市計画制度を活用した新たな農地保全制度を研究し、国・都と調整を進めます。

都市農地保全推進自治体協議会^{注3)}の会長区として、積極的に他の自治体と連携し、引き続き制度改正等を国に働きかけていきます。

都市農業経営の支援

農業経営の改善に計画的に取り組む認定農業者への支援を充実します。また、法の改正により生産緑地内に設置可能となった農家レストランや直売所、農産物等加工施設の整備等に取り組む農業者を支援します。

生産緑地の貸借制度を活用して、経営規模を拡大したい農業者や新規就農者などに農地をあっせんします。また、自ら区内農業を担いたいと希望する区民が就農できるよう、農業技術習得の機会を拡充します。

区民が農に親しむ取組の充実

農の風景育成地区制度^{注4)}を活用して農地や屋敷林のある風景を保全していきます。高松一・二・三丁目地区において（仮称）農の風景公園を整備します。

農業者と区民が触れ合う「ねりマルシェ」の開催を積極的に推進します。気軽に摘み取りが楽しめる「練馬果樹あるファーム」の開設を促進し、情報発信を行います。

土に親しみながら、収穫の喜びを味わえる区民農園を、生産緑地の貸借制度を活用して整備していきます。

障害者施設における農産物の収穫や加工・販売作業を拡充します。また、障害者施設と農業者等の協働で行う福祉連携農園について検討します。

高齢者の健康づくりに農とのふれあいを積極的に取り入れていきます。

注1) 特定生産緑地制度：生産緑地は指定後30年が経過すると区への買取申出ができるが、この買取申出開始時期を10年間延長する制度。

注2) 田園住居地域：農地の開発規制等がある新しい用途地域。

注3) 都市農地保全推進自治体協議会：市街化区域内農地を持つ38の自治体からなる組織。平成20年に設立。

注4) 農の風景育成地区制度：農地や屋敷林がまともに残っている地区の景観を保全するために、東京都が、区市町村の申請に基づき指定する制度。

施策1-3 民有樹林地や樹木の保全

保護樹木・保護樹林制度^{注1)}を周知し指定を進めます。指定後は、定期的な樹木の健全度診断や適切な管理への助言等を行います。

民有樹林地の状態の把握や日常の手入れを、区民と協働して行うための仕組みをつくりま

す。

施策1-4 憩いの森・街かどの森の拡充

区が所有者から無償で樹林地を貸借し区民へ開放する、憩いの森・街かどの森を拡充します。団体や事業者等が土地を貸借し、区民へ開放する市民緑地認定制度^{注2)}の活用について検討します。

施策1-5 生き物に配慮した樹林地の管理

清水山の森^{注3)}や中里郷土の森^{注4)}等の樹林地には、貴重な野草や生き物が生息しています。こうした自然を守るために、生き物に配慮した管理を進めます。中里郷土の森等での経験をもとに管理手法の検討を進め、憩いの森・街かどの森の管理へも広げていきます。

区民参加型の生き物調査等を実施し、生物多様性に関する理解を広げます。



清水山の森のカタクリ

注1) 保護樹木・保護樹林制度：練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づく、民有地のみどりを保護する制度。地上から1.2mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木を「保護樹木」、面積が300㎡以上の樹林を「保護樹林」に指定。指定された樹木等に関しては、せん定費用の補助等を実施。

注2) 市民緑地認定制度：都市緑地法に基づく制度。民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理したい者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用できる。

注3) 清水山の森：23区唯一の大規模なカタクリ群生地を保全するために整備された約1haの森（区立稲荷山公園内）。白子川沿いの斜面林には、「東京の名湧水57選」に選ばれた湧水もあり、カタクリ以外にも貴重な植物が生育する。

注4) 中里郷土の森：約2,500㎡の区立緑地。100年以上前からある屋敷林を生かし、練馬の自然や生き物について学べる「森の学習棟」を開設。自然解説員が常駐し、週末には様々な体験型講座を実施。

沿道や街区単位での取組の推進

沿道や街区単位での緑化を進めるため、専門スタッフによる相談体制を充実し、みどりの協定制度^{注1)}や花壇づくりの支援制度を活用して、みどりの街並みを広げます。

生け垣や沿道緑化等の推進

生け垣や沿道、壁面等への緑化助成制度を、より多くの区民が活用できるように内容や周知方法を見直します。地域の防災性を上げるため、特に緊急道路障害物除去路線^{注2)}沿いでは、周知を強化します。

施策1-7 みどり豊かな開発の促進

民有地のみどりを増やすために、開発事業に関する従来の緑化計画制度^{注3)}に加え、新たな取組の検討を進めます。

道路沿いに緑化基準以上の良好な緑化を誘導するための緑地協定^{注4)}の普及に取り組みます。あわせて、緑化をより強く義務づける制度である緑化地域^{注5)}の指定、緑化計画制度等の対象とならない小規模な宅地の緑化推進策について検討します。

また、保護樹木や保護樹林等の所有者に対し、樹木を活かした開発事例等を紹介するセミナーを開催し、みどりを活かした土地利用を促します。

空地創出を伴う大規模開発においては、東京都と連携し、公開空地にふさわしいみどりの量と質を確保するように事業者を促します。

注1) みどりの協定制度：練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を推進する制度。区は苗木の供給等の支援を実施。

注2) 緊急道路障害物除去路線：震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、優先的に障害物除去や応急復旧作業を行う路線。

注3) 緑化計画制度：練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、開発区域の面積が300㎡以上の開発事業に対し、一定基準の緑化を義務づける制度。

注4) 緑地協定：都市緑地法に基づき、街区単位での良好な住環境を確保するために、土地所有者全員の合意によって緑地の保全または緑化に関する協定を所有者同士で締結する制度。

注5) 緑化地域：都市緑地法に基づき、市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、一定割合の緑化を義務づける制度。緑化地域で定める緑化率は、建築基準法の建築基準関係規定とみなされる。

みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

区内には、石神井公園、大泉中央公園、光が丘公園、城北中央公園などの大規模公園のほか、みどりの拠点となる公園や樹林地が点在しています。みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園は「武蔵野の面影」、大泉井頭公園は「水辺空間の創出」をテーマに、公園の拡張・整備に着手します。

特色ある公園の整備および拡充

四季の香ローズガーデン、大泉学園町希望が丘公園や石神井松の風文化公園の拡張など、みどりの拠点となる大規模で特色ある公園を整備します。

練馬城址公園をにぎわいの拠点に

東京都が「都市計画公園・緑地の整備方針」^{注1)}において、重点公園として位置付けた練馬城址公園の整備計画に、区が求める水とみどりやにぎわい、防災の拠点としての機能が反映されるよう、引き続き、整備主体である東京都との調整を進めます。



稲荷山公園区域とその周辺

注1) 都市計画公園・緑地の整備方針：都市計画公園・緑地の整備促進を目的として、東京都・特別区・市町が合同で策定した方針。
平成32年3月頃改定予定。参考資料P64参照。

施策1-9 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくり

公園は、子どもたちの遊び場や高齢者の散策の場、あるいは地域のお祭りの場等として区民の生活に欠かせない施設です。区内には平成30年4月現在、681箇所の公園等がありますが、区民一人あたりの公園面積の標準である5㎡に照らすといまだ不十分です。

日常のレクリエーションの場としての公園を適切に配置するために、約1㎢の区画ごとに公園の機能や施設配置を検証し、整備・改修に取り組みます。まちづくり事業等においても、公園やオープンスペースの確保を進めます。

公園の整備にあたっては、計画段階から多様な手法により区民参加を進め、整備内容を検討します。区民参加による計画づくりを通して、活発な区民の利活用や区民による公園の管理運営へつなげ、地域のコミュニティ醸成の場となる公園を目指します。

施策1-10 良好な状態に保つ公園管理の推進

「練馬区公園施設長寿命化計画」^{注1)}に基づき、公園施設の劣化予測を踏まえた補修や更新を進めることにより、管理費用の平準化と効率的な管理を実現します。「ねりまちレポーター」制度^{注2)}等による区民からの情報を活用し、迅速に対応します。

補修工事や管理作業の実施にあたっては、引き続き、目的や内容を事前に利用者や近隣住民に十分に周知し、いただいた意見を踏まえて工事等を実施します。

施策1-11 民間の発想を活かした公園の管理運営

特色ある公園では、その魅力を最大限発揮させるために、提案内容を評価・比較するプロポーザル方式による管理運營業者の選定を進めます。評価の際は、区民参加と協働を推進する視点も重視します。大規模公園では、レストランやオープンカフェ、物販店等の誘致に向け、検討を進めていきます。

注1) 練馬区公園施設長寿命化計画：公園施設の長期的な安全性の確保や補修および更新費用の平準化等を目的とし、予防的・計画的な管理を行うための計画。平成25年策定。

注2) 「ねりまちレポーター」制度：区民がレポーターとなり、道路や公園遊具、区の設備の破損の情報をスマートフォン等で撮影し、区へ投稿する制度。区は速やかに対応し、結果を専用ホームページ（ねりレポホームページ）で公開。

施策1-12 樹木の適切な育成と更新

公園の樹木や街路樹は、台風等による被害を最小限とするなど、安全確保を基本として育成します。その上で、より良い景観となるよう配慮します。管理作業の実施にあたっては、引き続き、作業の目的や内容を地域の住民に十分に周知した上で実施します。

適切な育成管理や更新を進めるため、地域の方々の意見を集め、ガイドラインをつくります。

施策1-13 都市計画道路の整備におけるみどりの創出

【重点施策5】

都市計画道路の整備にあたっては、緑化を進め、みどりの軸を形成します。沿道の状況や区民からの要望を踏まえ、路線ごとにふさわしい樹種を選び、地域の方々や道行く人が楽しめる植栽を目指します。あわせて、沿道のまちづくりでも、みどりの創出を進めていきます。

保護樹木等がある場合は、その活用について検討します。外環の2をはじめ、東京都が事業を行う路線についても、豊かなみどりの軸としての整備について東京都と調整します。



石神井公園駅付近の河津さくら（補助132号線）

施策1-14 河川改修におけるみどりの創出

石神井川および白子川は、河川改修にあわせて、新たなみどりが創出されるよう東京都に働きかけ、みどりの軸の形成を進めます。

石神井川緑地の整備について、引き続き東京都へ要請します。

施策1-15 駅周辺のみどりの空間づくり

駅前広場の整備等にあたっては、鉄道事業者や地域住民等と連携して、地域の顔となるみどりの空間づくりを進めます。シンボルの植栽や、建築物の壁面や屋上の緑化を図るとともに、地域の商店会等と協力し、フラワーポットによる「駅からはじまる花いっぱい運動」を推進します。

施策1-16 みどり豊かな公共施設づくり

公共施設が、みどりの空間となるよう緑化に努めます。シンボルツリーの整備や花壇づくり、みどりのカーテンづくり等、みどりを増やすとともに、区民による管理について検討します。また、みどりの適切な育成管理を推進するために、指定管理者等への指導・助言を行います。

学校では、子どもたちの学びの場にふさわしいみどりを整備するため、学校の改築等の機会にあわせて、環境学習に役立つみどりやシンボルツリー等の整備を進めます。

基本方針2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

施策2-1 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充

【重点施策6】

4分の3を占める民有地のみどりを地域で守る仕組みを構築するため、テーマ別みどりの区民会議を設置し、地域に開放された個人の庭の手入れや落ち葉清掃など、区民協働の取組を広げます。みどりのまちづくりセンター^{注1)}等と連携して、多くの区民が気軽に参加できるよう工夫を凝らし、主体的な行動を起こす契機とします。

施策2-2 みどりの果たしている役割の周知

みどりの果たしている役割を区ホームページや区報、リーフレット等で広く周知します。花のみどりの相談所や中里郷土の森、リサイクルセンター等で、みどりの役割を学べるイベントや講座を充実します。また、みどりの効用を分かりやすく知らせるため、公園等への看板の設置（例、CO₂の削減量）等に取り組み、みどりに対する理解を広めます。

施策2-3 公園や憩いの森の区民管理の拡充

【重点施策7】

区立公園の区民管理の拡充

様々な機会をとらえて、区民による公園管理や花壇管理を拡大し、地域の庭としての公園への愛着を育むとともに、地域のニーズに応じた利活用を実現します。

憩いの森の区民管理の拡充

自然観察会や育成体験会などの事業を通じて、区民による憩いの森の自主管理へつなげます。

注1) みどりのまちづくりセンター：区民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、区民・事業者・行政から独立し、中間的な立場から協働型まちづくり事業を推進する（公財）練馬区環境まちづくり公社の組織。

施策2-4 みどりを守り育てる人材や団体の育成

パワーアップカレッジねりま^{注1)}のみどり分野で、みどりを守り育てる人材や団体を育成します。卒業生と活動団体とのマッチングを進めます。区民や団体間の交流に努め、活動の輪を広げていきます。

緑化協力員制度の見直しにあたっては、任期終了後の活用に向けた検討を進めます。

施策2-5 一人ひとりの取組を推進する多彩な講座やイベントの充実

区民のみどりへの興味を引き出し、一人ひとりの機運を高めるために、園芸講座、ガーデニングコンテスト、農に関するイベント、季節の生きものさがし、憩いの森を楽しむ講座といった多彩な講座やイベントを実施します。

施策2-6 子ども向け体験型学習の充実

次世代を担う子どもたちに、みどりや生き物と直接ふれあう場や機会を提供し、みどりを愛する心を育てます。

体験型学習の拠点である中里郷土の森では、白子川流域の自然を体験するプログラムを充実します。プレーリーダーのいるこどもの森^{注2)}では、泥遊びや木登りなど普段できない遊びを提供します。カブトムシの森事業^{注3)}についても引き続き取り組みます。



中里郷土の森でのバードウォッチング講座

注1) パワーアップカレッジねりま：地域に根差した自発的な活動に意欲ある区民の学びやスキルアップ、人脈づくり等を支援する事業。平成32年4月開校予定。

注2) こどもの森：平成27年4月に開設された約3,000㎡の区立緑地。一般的な遊具等はなく、子どもたちが豊かなみどりに囲まれて、泥遊びや木工、畑づくり等自由に遊ぶことができる。プレーリーダーが常駐し、季節に合わせた多様なイベントを実施。

注3) カブトムシの森事業：カブトムシの生息環境の整備や観察会を通して、小学生が身近なみどりに興味を持つことを目的とした事業。平成30年3月現在、羽根木憩いの森、大関山の森緑地、こぐれの森緑地の3箇所を実施。

施策2-7 区民による主体的な取組への支援と交流の推進

みどりのまちづくりセンター等と連携し、ボランティア活動の相談窓口を開設して、区民や団体などの様々な活動主体間の交流を推進し、自由な発想による主体的な取組を支援します。

施策2-8 練馬区みどりを育む基金のリニューアル

【重点施策8】

四季の香ローズガーデンの拡張工事など、複数の事業から応援したいメニューを選択できる基金にリニューアルします。また、寄付された区民には植樹活動に参加をしてもらうなど、みどりと積極的に関わることができる仕組みをつくります。

(3) 施策の体系

:みどりの区民会議の提案に係る施策

		施策	主な内容
基本方針 1 みどりのネットワークの形成	樹林地 大木 農地	1-1 重要な樹林地の保全 【重点施策1】	重要な樹林地の都市計画緑地決定
		1-2 都市農地の保全 【重点施策2】	都市農地の保全に向けた取組の推進
		1-3 民有樹林地や樹木の保全	保護樹林・保護樹木の指定
		1-4 憩いの森・街かどの森の拡充	憩いの森・街かどの森の開設
		1-5 生き物に配慮した樹林地の管理	管理手法の研究
	宅地	1-6 地域ぐるみでの緑化の推進 【重点施策3】	沿道や街区単位の取組支援
		1-7 みどり豊かな開発の促進	緑地協定の認可、緑化地域制度の検討
	公園	1-8 みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくり 【重点施策4】	長期プロジェクトの着手
		1-9 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくり	計画段階からの区民参加
		1-10 良好な状態に保つ公園管理の推進	公園施設長寿命化計画による管理
		1-11 民間の発想を活かした公園の管理運営	プロポーザル方式による管理運営業者の選定
		1-12 樹木の適切な育成と更新	樹木の育成管理のガイドラインづくり
	道路・河川 駅等	1-13 都市計画道路の整備におけるみどりの創出 【重点施策5】	幹線道路におけるみどりの軸の形成
		1-14 河川改修におけるみどりの創出	河川改修におけるみどりの軸の形成
		1-15 駅周辺のみどりの空間づくり	駅前広場の整備に伴う緑化推進
		1-16 みどり豊かな公共施設づくり	緑化の推進
基本方針 2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる	新しい仕組み	2-1 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充 【重点施策6】	個人の庭の開放や落ち葉清掃の仕組みづくり
		2-2 みどりの果たしている役割の周知	みどりの効用を伝える広報
	区民管理	2-3 公園や憩いの森の区民管理の拡充 【重点施策7】	区民による管理の箇所を増やす取組
	人材・団体育成	2-4 みどりを守り育てる人材や団体の育成	パワーアップカレッジみどり分野の開設やマッチングの推進
		2-5 一人ひとりの取組を推進する多彩な講座やイベントの充実	様々な講座やイベントの充実
		2-6 子ども向け体験型学習の充実	中里郷土の森での体験型学習の充実
		2-7 区民による主体的な取組への支援と交流の推進	相談窓口の開設
	基金制度	2-8 練馬区みどりを育む基金のリニューアル 【重点施策8】	新しい募集の開始